

行政書士講座

通信講座体験講義

入門講義

資格の大原



1 民法とは

1. はじめに

「民法」は、私人と私人との関係を規律する法律です。

例えば、民法では、売買契約に関する規定や賃貸借契約に関する規定を学習します。民法は、私たちの日常生活に関わる法律と考えてよいでしょう。

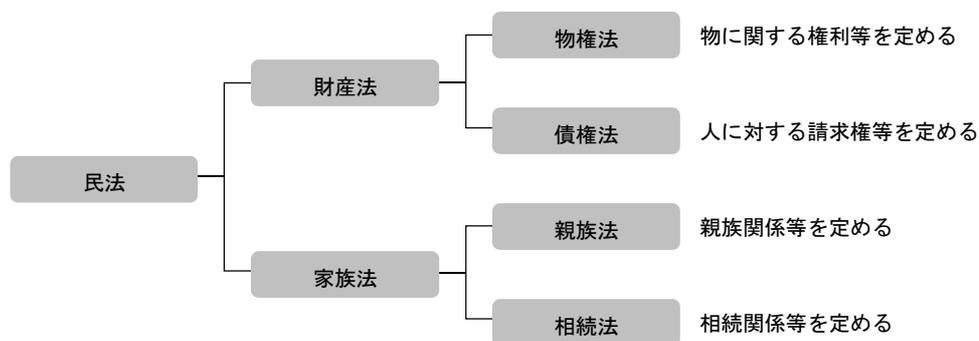
2. 民法典の構成

また、民法は、財産に関する権利関係を規律する部分（財産法）と、身分関係を規律する部分（家族法）に分けることができます。

民法典は、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」、第5編「相続」からなっています。このうち、物権と債権が「財産法」、親族と相続が「家族法」（身分法）です。

なお、総則では、主として財産法の通則を定めていますが、家族法上の行為についても適用される場合があります。

図1 民法典の構成



2 物権と債権

1. 物権とは

(1) はじめに

物権とは、物に関する権利をいいます。この物権に関して学習するのが、物権法と呼ばれる分野です。

Aが甲建物を所有している場合や、Bが乙自動車を所有している場合が物権法で学習する内容の典型例です。

(2) 具体例

そして、「Aが甲建物を所有していること」や「Bが乙自動車を所有していること」を表すのが、所有権という物権です。所有権は、対象となっている物の使用・収益・処分を認める物権です（民法 206 条）。

例えば、甲建物の所有権を有するAは、甲建物に住むことも（使用）、甲建物を人に貸して賃料を得ることも（収益）、甲建物を売却することも（処分）、原則として、自由にすることができます。

図 2 物権とは



2. 債権とは

(1) はじめに

債権とは、人に対してある行為を請求する権利をいいます。この債権に関して学習するのが、債権法と呼ばれる分野です。

AがBに対して代金の支払を請求する場合が、債権法で学習する内容の典型例です。

(2) 債権者と債務者

そして、債権を有する者のことを**債権者**といいます。また、債権の内容（一定の行為をすること）を実現する義務を負う者のことを**債務者**といいます。

例えば、AがBに対して代金の支払を請求する場合、Aのことを債権者といい、Bのことを債務者といいます。

図 3 債権とは

